

孤立無援者終身サポート事業 重要事項説明書

一般社団法人 生活支援センター 乃明

令和8年4月1日 改定

あなたが利用しようと考えている「孤立無援者終身サポート事業」（以下「サービス」といいます）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

なお、この「重要事項説明書」は、国（内閣府、身元保証等高齢者サポート調整チーム）が作成した、事業者ガイドラインにそって作成したものです。

1 サービスを提供する事業者について

- | | |
|-------------|------------------------------------------------------|
| ①事業者名称 | 一般社団法人 生活支援センター 乃明（ノア） |
| ②代表者氏名 | 代表理事 木村 真也 |
| ③法人本部所在地 | 久留米市国分町1323-1 くるめコミュニティプラザ |
| ④連絡先及び電話番号等 | 電話：0942-27-6671 FAX：0942-27-6716
携帯：090-2857-2310 |
| ⑤法人設立年月日 | 2026年4月1日 |

2 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

私たちの地域には一人暮らしの高齢者、障害を抱える人、一人親家庭、ひきこもりの方など多様な人々が暮らしていますが、それらの人たちの孤立無援化が進んでいます。それらの家族親族のいない孤立した人たちにとって、医療や福祉サービスをはじめとしたサービスは非常に使いづらいものとなっています。

この事業は制度の隙間を埋め、孤立無援の人たちもサービスの利用が保証されるよう、身元保証を中心とした多様なサービスを終身に渡って支援するものです。

(2) 事業（契約）の対象者

契約の対象となる方は次のような方です。

- ① 身寄りのない、孤立無縁の方
- ② 身寄りはあるが、絶縁していたり、また自ら家族親族との縁を閉じている方
- ③ 身寄りはあるが、家族親族が遠方や高齢のために、支援が困難な状況にある方

(3) 事業の種類

- ① 身元保証サービス / 緊急連絡先サービス
- ② 日常生活支援サービス
- ③ 財産・金銭管理サービス
- ④ 死後事務サービス

上記のサービスは、契約書に基づいて提供します。

(4) 営業時間

- ① 営業日 月曜日から金曜日
(年末 29 日～年始 3 日、国民の祝日は除く)

- ② 営業時間 9:00 ～ 17:00 ※

※ 緊急の連絡は年中無休 24 時間対応します。

(5) 事業所の職員体制

- ① 管理者 木村 真也
- ② 相談員 2 名 (契約担当)
- ③ 支援員 5 名 (日常的自立支援担当)

(6) サービスの内容と費用

① 身元保証サービス (登録費／110,000円) 生活保護の方は、登録費／60,000円

- ・医療施設へ入院する際の保証
- ・介護施設、障害者施設等へ入所する際の保証
- ・賃貸住宅入居の際の保証
- ・就職、転職の際の保証

② 緊急連絡先サービス (登録費／40,000円)

上記施設の入院、入所の際に経済的補償を伴わない緊急連絡先としての支援です。

③ 年間／更新料 (更新料／11,000円) 生活保護の方は、更新料／6,000円

契約時の契約後に入院や入所先が替わっても、登録費は更新料のみです。

支援費はかかります。

④ 日常生活支援サービス (支援費／1時間ごとに2,500円)

(1時間ごと／平日時間外3,500円、平日深夜4,000円、休日4,000円、休日深夜4,500円)

入院、入所後に身元保証人として、受診同行や買い物、各種手続き、病院職員や施設職員が提供しない日常生活上の支援を求められた場合などの支援活動費です。移動に伴う往復の時間も含まれます。

⑤ 財産・金銭管理サービス (月額6,000円)

入院費、療養生活費、施設利用料の支払い、日常生活維持のための公共料金の支払いなど、通帳などを預かり、入出金を管理します。

⑥ 書類の預かり (無料)

通帳や保険証、不動産権利証、年金証書、印鑑登録証、印鑑など重要な書類を預かります。預かる場合は「書類等預かり証」を交付します。

⑦ 死後事務サービス (希望にそって個別に随意決定します)

- ・葬儀費 220,000円～
- ・死後事務 60,000円～
- ・納骨費 30,000円～ 本人の意思で決定します。(協力：本泰寺／久留米市寺町)
- ・事前の預託を希望される場合は「書類等預かり証」を交付し、専用の口座にて保管します。

⑧ 居住支援サービス

- ・サブリース住宅契約支援（月額実費家賃及び実費公共料金）

年齢制限や障害等の理由で賃貸契約が困難な方に対し、本事業所が代わりに賃貸契約を担い、本事業所と再契約をすることで住宅を提供します。

- ・一時的な生活支援サービス（月額 1,600 円）光熱費の高騰により変動する場合があります。

ホームレス状態にある方を対象に、本会が所有または賃貸契約をしている物件を一時的に提供するサービスです。即生活が可能です。（家電、家具、寝具付き）

- ・住民票設定支援（月額 500 円）

例えば、長期入院したことで賃貸住宅を退去することになり、賃貸物件から住民票を異動する際に病院などに住民票を置けないことがあります。

住民票の設置場所が必要な方に、本事業所を提供し郵便物を管理します。

- ・家財道具預かり支援（月額 2,500 円）

⑨ 地域生活安全見守りサービス

- ・登録費 40,000 円（緊急連絡サービス登録 検知器レンタル及び初年度通信費込）

- ・更新料 11,000 円（年間通信費）

- ・緊急サービス支援費 1 時間ごとに 2,500 円（事故発生時）

- ・日常生活支援費 1 時間ごとに 2,500 円

（1 時間ごと／平日時間外 3,500 円、平日深夜 4,000 円、休日 4,000 円、休日深夜 4,500 円）

（7）契約（登録）の要件

- ① 次のような方との契約は不可としています。

- ・社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を利用している方（解約後に申込ください）
- ・病院や施設で、本人の金銭管理をしている場合（本事業所との金銭管理契約をして下さい）
- ・家族親類で、本人の金銭管理をしている場合（本事業所との金銭管理契約をして下さい）

- ② 法定相続人が不在の方は、

契約後ただちに遺言書の作成や死因贈与契約書の作成を

本事業所と協議の上進めてください。

③ 財産管理サービスを必要とされる方は、

通帳や印鑑の引き渡し、暗証番号の通知等、出金が可能な状況にしてください。

原則的に、【契約日以前の本人の債務】は、本人の財産以上の立替支払いは対応していません。本人の現状の日常生活上の収支を計算の上、余剰金の範囲内での対応（存命中に限る）となります。

④ 連帯保証人となることで、本人の負債を保証した場合は、

後日返還を求めることについて同意していただきます。

⑤ 成年後見人（保佐、補助類型含む）との、日常生活支援サービス契約も可能です。

（８）契約及び契約後に際しての留意事項

① サービス事業者との連絡調整

契約に際しては、情報共有や支援の合意形成のため、関係する病院や相談支援事業所など契約までに関わった支援者の同席をお願いします。

② モニタリング

契約締結時からの継続的な経過観察が必要と判断する場合、契約者からの支援要請が発生しない場合でも、3ヶ月に1度は定期的に面談の場を設け、状況の確認を行うことを同意していただきます。（支援費が発生します）

③ 契約の期間中は提供したサービスの時間、内容、金銭管理経過、領収書等を

記録し保管します。なお、本人から求められた場合はいつでも提示します。

（９）解約及び登録費の返還

解約の場合は「解約通知書」を交付し、

本事業所から解約する場合のみ、登録費を次のとおり返還します。

預託金は全額返還します。

① 6ヶ月未満の場合は全額

② 6ヶ月以上1年未満の場合は半額

③ 1年以上2年未満の場合は3割

④ 2年を過ぎた場合は返還は致しません。

(10) 死後における財産の管理

- ① 契約に際し、法定相続人の所在について確認します。

不明の場合は確認作業を行います。

- ② 法定相続人が不在の場合は遺言書の作成または死因贈与契約の締結を行います。

なお、遺贈を希望される場合、遺贈先が未定の場合は相談を受け、
複数の遺贈先を提案します。

また、書類中にあらかじめ依頼をした法律関係者を第3者の執行者として指定します。

- ③ 死後に法定相続人への引き渡しや前項に基づいた内容を実行します。

- ④ 賃貸契約住宅の残置物の取り扱いについては、

「残置物の処理に関する死後事務委任契約」を締結し、これに拠って処理します。

(11) 個人情報の保護に関する取り扱い

契約に際し、契約書に添付する形で「個人情報取扱特記事項」を交付し、
個人情報の保護に努めます。

(12) 苦情に関する取り扱い

本事業のサービス提供にかかる苦情については下記の法人で対応いたします。

- ・ 永田 啓造（社会福祉士）090-5738-9775 一般社団法人 生活支援センター 結

(13) 情報の開示

本重要事項説明書の内容は、情報の開示として本事業所の
ホームページにおいて開示します。

- ・ <https://noa2026.com>

(14) 本法人が解散した場合の清算後の残余財産については、

一般財団法人筑後川コミュニティ財団または久留米市に寄与します。

以上の内容について、

国（内閣府、身元保証等高齢者サポート調整チーム）が作成した

「高齢者等終身サービス事業者ガイドライン」に基づき作成した

「重要事項説明書」について、利用者に説明を行いました。

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
---------------	-----------------

事業者	所在地	〒839-0863 福岡県久留米市国分町 1323-1 くるめコミュニティプラザ	
	法人名	一般社団法人 生活支援センター 乃明（ノア）	
	代表者	代表理事 木村 真也	(印)
	説明者		

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	〒 _____	
	氏名	(印)	

代理人	住所	〒 _____	
	氏名	(印)	

(別表)

一般社団法人 生活支援センター 乃明

登録費・更新料

令和8年4月1日 改定

種別	金額	説明
身元保証サービス 登録費	110,000 円 生活保護の方は、60,000 円	初回登録時
緊急連絡先のみ 登録費	40,000 円	初回登録時
年間／更新料	毎年 11,000 円 生活保護の方は、毎年 6,000 円	1年更新ごとに

日常生活支援サービス・支援費

支援費 平日／ 8:00～18:00	2,500 円	1時間ごとに
時間外／朝 5:00～ 8:00 夕 18:00～22:00	3,500 円	1時間ごとに
深夜／ 22:00～ 5:00	4,000 円	1時間ごとに
休日／ 5:00～22:00	4,000 円	1時間ごとに
休日深夜／ 22:00～ 5:00	4,500 円	1時間ごとに

財産・金銭管理サービス

委任代理事務費	毎月 6,000 円	定期的金銭管理を行います
---------	------------	--------------

※ 支援時間は、往復の移動に係る時間も含まれます。

駐車場代・高速利用料金は、別途清算が必要です。

※ 生活困窮者については相談の上、登録費・支援費の猶予、分割等の支援を行います。

※ この料金は「令和8年4月1日」以降の契約者に適応します。

